

議案第 118 号

伊賀市職員の再任用に関する条例及び伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の再任用に関する条例及び伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の再任用に関する条例及び伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市職員の再任用に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「共済組合法」という。）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

第 10 条第 2 項中「共済組合法」を「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）」に改める。

第 15 条第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第

45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊賀市職員の再任用に関する条例及び第2条の規定による改正後の伊賀市職員の退職手当に関する条例（第4条第2項及び第10条第2項の改正規定に限る。）は、平成27年10月1日から適用する。ただし、第2条中第15条第4項の改正規定は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に第2条による改正前の伊賀市職員の退職手当に関する条例の規定によりなされた支払差止処分に係る取消しの申立ては、なお従前の例による。